

〈平成 27 年度 相模原商工会議所 ロボット産業活性化事業〉

ロボット技術高度化事業 募集要領

1. 事業の概要

(1) 事業目的

本事業は相模原市内の中小企業者による、ロボットおよび関連技術の研究開発、ロボット未活用分野における実証実験、ロボットを活用した新規性の高い事業の実施を通じ、中小企業者の技術向上やロボット市場への進出等を目的に実施するものです。

(2) 対象となる事業

対象事業は、中小企業者がおこなうロボット分野における関連技術の研究開発や、その他ロボットを活用した新規性の高い事業活動を対象とします。

支援対象とする研究開発の段階は、以下のとおりです。

- ①基礎研究段階
- ②実用化開発段階(試作品製作段階)

以下の場合、対象となりません。

- ①研究開発内容が既に他において完成されたものと同じのものとみなされる場合。
- ②当該研究開発目的以外の機械、器具等の購入(設備投資)のための申請とみなされる場合。
- ③研究開発段階が実用化段階ではなく、事業化段階(市販まで至ったもの)とみなされる場合。

(3) 対象者

本事業における研究開発業務を実施する者については、相模原市内の中小企業者1社以上を含むこととします。

中小企業者は、次のいずれかに掲げるものとし、複数の中小企業者が参画しても構いません。複数の中小企業者が参画する場合は、過半数は相模原市内に事業所を有している中小企業者としてください。

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会を除く。)

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは、以下のものをいいます。

業 種	資本金、従業員規模
製造業その他	資本金 3 億円以下または従業者数 3 0 0 人以下
卸 売 業	資本金 1 億円以下または従業者数 1 0 0 人以下
サ ー ビ ス 業	資本金 5 千万円以下または従業者数 1 0 0 人以下
小 売 業	資本金 5 千万円以下または従業者数 5 0 人以下

※ 上記に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ①発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタル(ベンチャー財団と基本約定書を締結したベンチャーキャピタルをいいます。以下同様です。)を除く。の所有に属している中小企業者

- ②発行株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上が大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く。)の所有に属している中小企業者
- ③役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- ④大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営むものをいいます。

(4) 事業期間

本事業の実施は単年度とし、翌年3月末で終了するものとします。

(5) 経費の規模

本事業実施において対象とできる経費の金額は100万円以内とします。

なお複数の事業を実施する場合は、対象経費の合計額を上記金額の範囲内に収めるものとします。

(6) 対象経費

本事業の計画に基づき実施したことに対する対価として支払われるもので、研究開発の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費が対象となります。具体的には、以下①～③のとおりです。

①直接人件費

当該プロジェクトに直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費。

②事業費

a 講師・アドバイザー謝金

当該研究開発に必要なアドバイス等を得るために要する経費。(事業実施事業者への支払を除く)

b 原材料・機械装置・工具器具等費

ア. 当該研究開発に必要な原材料・各種部品・機械装置・工具器具等の購入に要する経費。

イ. 当該研究開発に必要な機械装置・工具器具等の借用に要する経費。

ウ. 上記「ア」「イ」に伴う据付、修繕等にかかる経費

c 外注加工費

当該研究開発に必要な試作、設計、加工等を外注する際に要する経費。(事業実施事業者への支払を除く)

d 試験・分析費

当該研究開発に必要な試験や分析を実施するために要する経費。

e 委員会・研究会等費

事業実施事業者を含む委員会、研究会等を実施するために要する経費。

③その他の経費

上記以外で、研究開発のために要する経費で、相模原商工会議所が特に必要と認める経費。

2. 応募手続

(1) 提出書類

様式に基づく申請書の正本を1部。提出された書類等は返却いたしません。

(2) 受付期間

平成27年8月1日～8月31日

(3) 提出方法

持参または郵送(FAX、Eメールは不可)

(4) 提出先およびお問い合わせ先

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3

相模原商工会議所 産業振興課

お問い合わせ:電話 042-753-8136

3. 審査

(1) 審査の方法

提案者から提出された申請書類の内容については、学識経験者等外部専門家の意見を聞き評価を行い、その評価結果を基に本事業の目的に合致すると認められる事業を選定します。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、速やかに提案者に通知します。

(4) その他

審査経過及び審査結果に関する問合せには、一切応じられません。

4. その他

(1) 申請書の取得について

相模原商工会議所 産業振興課(電話 042-753-8136)までご連絡下さい。

(2) 研究開発成果の帰属

研究開発の実施により得られた取得財産及び知的財産権は、実施事業者に帰属します。

以上

[事務局]

相模原商工会議所 産業振興課 担当:高井

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-12-3

TEL 042-753-8136

FAX 042-753-7637

Mail t-takai@sagamihara-cci.or.jp